

2020年5月1日

お客さま各位

久留米ガス株式会社  
ガス小売事業者登録番号：K0005

## 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえたガス料金の取り扱いについて（第2報）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、当社では3月24日にお知らせのとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けたお客さまからお申し出があった場合に、ガス料金の特別措置を講じております。

さらに4月7日の緊急事態宣言を踏まえ、資源エネルギー庁から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されました。これを受け、当社の特別措置の内容を一部変更し、下記のとおりとします。

尚、下記のうち下線部は前回からの変更・追加点です。

### 【対象】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受け、弊社にお申し出のあったお客さま。

### 【内容】

お申し出のあったお客さまの2020年2月、3月及び4月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ2ヶ月間延長、5月分のガス料金の支払期限日を1か月間延長する。

### 【お客さまのお問い合わせ・お申し込み先】

久留米ガス㈱ お客さまサービスチーム 電話：0942-36-2600

受付時間 平日8：50～17：35

以上